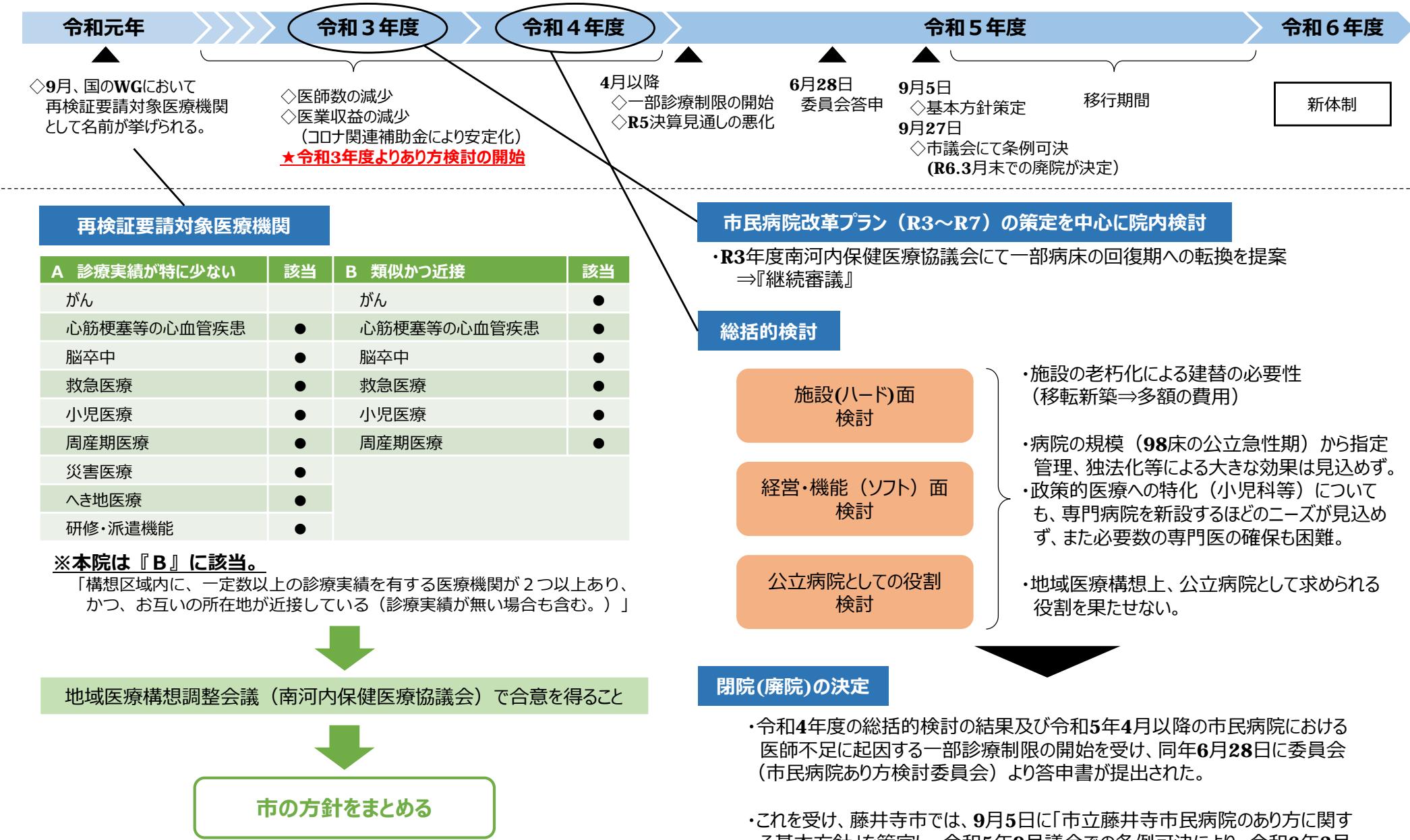


市立藤井寺市民病院の閉院(廃院)について

藤井寺市作成資料



市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針

- 令和5年9月5日に策定。（9月7日に公表）
- 今後は、この基本方針に従って市民病院の閉院と患者の引継ぎ、機能移転等を進めていく予定。

基本方針内容

1. 基本方針

市民病院は、令和6年3月末日をもって閉院（廃院）することを前提に、引き続き地域住民の適切な医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関へ協力を求めるなど、地域医療の後退とならぬよう努める。

2. 利用者の引継ぎ等

市民病院の利用者については、診療を引き継がれる医療機関等において適切な医療が受けられるよう、市民病院において引継体制を拡充して業務に当たるなど、万全の対応を講じる。

3. 機能移転

病院機能の移転に当たっては、以下の各項目に従って実行するものとする。

- ① 小児科については、入院診療機能の確保に努める
- ② 災害医療センターについては、適切な医療機関への移転を行う
- ③ 訪問看護ステーションの移転については、その役割と経営手法を検証し、決定する

4. 連携病院の確保

周辺医療機関との医療に関する連携協定の締結など、閉院（廃院）後、通常診療のみならず、災害時、緊急時の医療・診療体制の確保に万全を期す。

5. 跡地利用

閉院（廃院）後の跡地の利活用については、答申に示された内容を尊重し、本基本方針とは別に示すものとする。

6. 市民病院職員への対応

市民病院職員に対しては、十分な説明を行い、その後の職員の処遇についても適切に対応する。

7. その他の重要事項

閉院（廃院）に関連し、重要な解決すべき個別事項（財務、雇用など）については、必要に応じ隨時、別に示すものとする。